

第4章

子供・若者の成長のための 社会環境の整備

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第1節 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

1 家庭教育支援（文部科学省）

家庭は、子供の健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

文部科学省は、「地域における家庭教育支援総合推進事業」により、身近な地域において保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応や、保護者への学習機会の企画・提供などの家庭教育を支援する地方公共団体の取組を推進している（平成29年度は513市町村の5,098か所で開催）（第4-1図）。また、「先駆的家庭教育支援推進事業（訪問型家庭教育支援の実施）」を地方公共団体に委託して実施し、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制の構築を図った（平成29年度は6府県で実施）。

平成29（2017）年度は新たに「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰を実施し、地域における家庭教育支援活動の一層の推進を図った。

平成30（2018）年度も、保護者への学習機会の提供、相談対応等の家庭教育支援の基盤整備や、様々な課題を抱えた家庭に対する訪問型家庭教育支援のより一層の推進を図ることとしている。

第4-1図 家庭教育支援チーム

(1) 保護者会での学習講座の様子



（出典）文部科学省資料

(2) 子育てサロンの様子



2 地域と学校の連携・協働（文部科学省）

(1) 地域と学校が連携・協働する体制の構築

文部科学省は、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人材育成、郷土学習、放課後等における学習・体験活動など、地域全体で未来を

担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進しており、本活動を推進する体制である「地域学校協働本部」は、平成29（2017）年9月現在で約5,168本部設置されている。

平成29年3月の社会教育法（昭24法207）の改正により、地域学校協働活動を推進する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し、地域住民等と学校との情報共有を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われたことを踏まえ、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう推進している。

(2) 保護者や地域住民等の学校運営への参加

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであり、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われている¹。平成29（2017）年3月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭31法162）の一部改正が行われ、学校運営協議会の設置の努力義務化が行われた。また、平成29年4月1日現在、コミュニティ・スクールを導入している学校は、前年度から794校増えて、3,600校に広がっており、着実にその導入が進んできている。

文部科学省は、コミュニティ・スクールの一層の普及・啓発を図るため、コミュニティ・スクールの未導入地域への支援や導入地域における取組充実への支援、コミュニティ・スクール推進員の派遣といった施策を進めている。平成29年度には、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部などとの一体的推進を目指し、「学校を核とした地域力強化プラン」の1事業として、コミュニティ・スクールについて、未導入地域での体制づくりへの支援や運営の充実などに係る補助事業を行った。

(3) 学校評価と情報提供の推進

教育活動をはじめとする学校運営の状況について評価²を行い、その結果に基づき学校や設置者が学校運営の改善を図ることや評価結果を広く保護者や地域住民に公表していくことが求められている。とりわけ、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互に連携・協力し、学校運営の改善に当たるためには、保護者や地域住民が行う学校関係者評価³が各学校で実施されることが期待される。

文部科学省は、各学校や設置者の取組の参考となるような学校評価ガイドラインの策定などにより、地域と共にある学校づくりと学校評価を推進している⁴。

3 地域全体で子供を育む環境づくり

(1) 放課後子ども総合プランの推進（文部科学省、厚生労働省）

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26（2014）年7月に文部科学省と厚生労働省が連名で「放課後子ども総合プラン」を策定した。同プランでは、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進するほか、平成31（2019）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備すること、全小学校区（約2万か所）で一体的にまたは連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。さらに、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月閣議決定）に基づき、「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児

1 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

2 学校評価には、①法令上の実施義務が課されている自己評価（各学校の教職員が自ら行う評価）、②実施が努力義務となっている学校関係者評価（保護者や地域住民が自己評価結果を踏まえて行う評価）、③任意に実施する第三者評価（学校運営に関する外部の専門家により専門的視点で行う評価）がある。

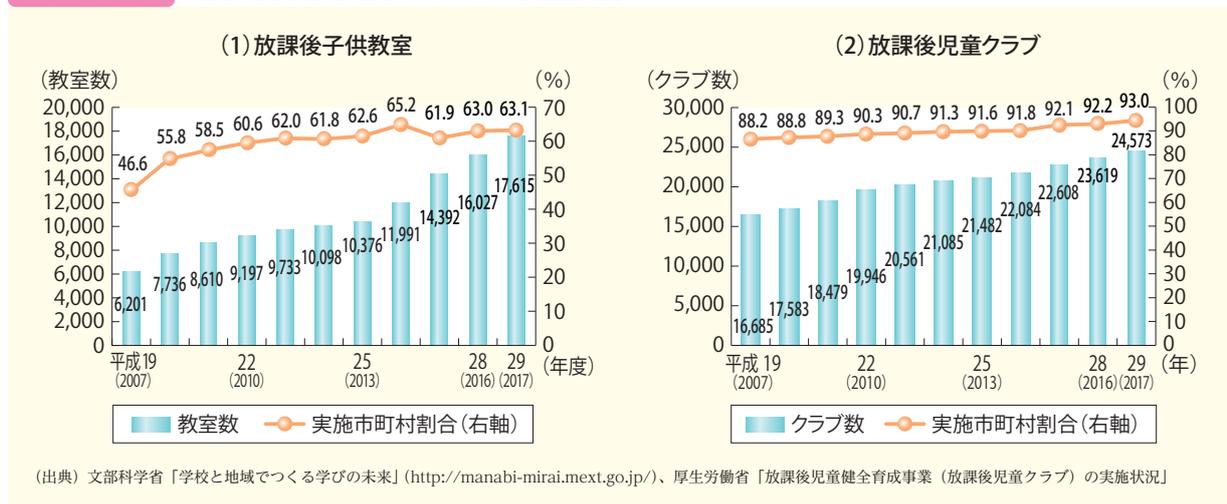
3 平成26年度は96.0%の公立学校で実施されている。

4 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm

童クラブの平成31年度末までの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒して、平成30（2018）年度末までに達成することとしている。

全ての子供を対象に、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子供教室」は、平成29（2017）年9月現在、1,098の市町村で17,615教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」⁵は、平成29年5月現在、1,619市町村で24,573か所実施され、1,171,162人の児童が登録されている（第4-2図）。「放課後児童クラブ」については、平成27（2015）年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）や「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月）を策定し、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

第4-2図 「放課後子ども総合プラン」の実施状況



(2) 中学生の放課後等の活動の支援（文部科学省、厚生労働省）

小学生のみならず、中学生・高校生等も含め、放課後に全ての子供たちが安心して、多様な学習・体験活動ができるよう、地域全体で取り組んでいくことが重要である。

文部科学省では、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日等の教育活動を行う体制を構築し、地域と学校が連携・協働した取組を支援している。平成29（2017）年度は公立小・中・高等学校のうち約12,423校で実施した。また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中学生、高校生等に対して、地域住民の協力等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を推進している。平成29年度は全国約2,813か所で実施した。

厚生労働省は、地域における中学生・高校生の活動拠点としての機能をもつ児童館の整備を推進している。

5 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/houkago-jidou.html>

(3) 地域で展開される多様な活動の推進

ア 環境学習（文部科学省、環境省、農林水産省）

子供を含めた一人一人が環境問題に関心を持ち、自ら環境保全活動に取り組んでいく態度を養っていくことは、豊かな自然を守り、未来へと引き継いでいくためにも必要である。

環境省をはじめとする関係府省は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15法130）（以下「環境教育等促進法」という。）と「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月閣議決定）に基づき、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供している⁶。

環境省は、「持続可能な開発のための教育」（ESD：Education for Sustainable Development）⁷の視点を取り入れた環境教育により地域で推進するリーダーとなる人材の育成に努めているほか、環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の拡充に向けた取組を行っている。

文部科学省は、子供がその発達段階に応じて、環境の保全についての理解と関心を様々な機会に深めることができるよう、学校教育や社会教育において環境教育を推進している。小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、社会や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図るとともに、太陽光発電設備などを環境教育に活用するエコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備や、青少年教育施設における豊かな自然環境を活用した体験型の環境学習の機会の提供を行っている。

農林水産省、文部科学省、環境省は、関係団体と連携して、次代を担う高校生と森や海・川の名人との交流を通して、その技や人となりを聞き書きし、成果を発信することにより、青少年の健全育成等を図るための「聞き書き甲子園」を行っている。

イ 自然体験（文部科学省、農林水産省、環境省）

文部科学省は、広く体験活動に対する理解を求めるための家庭や企業に対する普及啓発を推進している。平成26（2014）年度から、地域において家庭、学校、青少年関係団体、NPOなどをネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施などを円滑化するためのプラットフォームの形成を支援している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設の立地条件や特色を活かした自然体験活動の機会と場の提供を行っている（国立青少年教育施設の取組については、第4章第1節3（4）ア「青少年教育施設」を参照）。

林野庁は、森林内での様々な体験活動を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育を推進しており、関係団体と連携し、学校における身近な森林を活用した環境教育の活動を広げるための情報交換等を行う「学校の森・子どもサミット」を行っている。また、国有林野事業では、学校などと森林管理署長などが協定を結び、自然体験活動の場を提供する「遊々の森」の設定を進めている⁸（第4-3図）。平成28（2016）年度末現在、学校などとの協定により、国有林野内において160か所の「遊々の森」が設定されており、総合的な学習の時間などにおける森林環境教育の場としても利用されている。

6 https://edu.env.go.jp/files/basic-policy_20120626.pdf

7 ESDとは、環境や防災、国際理解等の様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことである。

8 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html

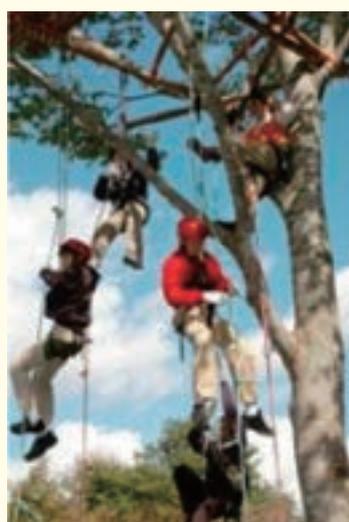
第4-3図 「遊々の森」の活用事例



秘密基地づくり



巣箱掛け



木登り遊び



林業体験



森林教室

(出典) 林野庁ホームページ (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/kokumin_sanka/kyouteiseido/kyoteiseido.html)

このほか、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を行う緑の少年団が日頃の活動状況を発表し、相互の研鑽を図る全国緑の少年団活動発表大会に対する支援を行っている。

環境省は、国立公園等の優れた自然地域において自然観察会等を開催することにより、子供たちに自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供するとともに、インターネット等を通じ様々な自然とのふれあいの場やイベントなどに関する情報を発信している。

ウ 警察による社会奉仕活動やスポーツ活動の場の提供（警察庁）

警察は、少年⁹の規範意識の向上と社会との絆の強化を図る観点から、関係機関・団体、地域社会と協力しながら、環境美化活動をはじめとする少年の社会奉仕活動や生産体験活動といった社会参加活動、警察署の道場を開放した少年柔剣道教室をはじめとするスポーツ活動を行うなど、少年の多様な活動機会の確保と居場所づくりを推進している。

エ スポーツへの参加機会の拡充（文部科学省）

文部科学省では、いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、スポーツ医・科学等の知見に基づき、ライフステージに応じた運動・スポーツに関するガイドラインの策定・普及に取り組んでいる。また、スポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援している。

オ 文化芸術活動の推進（文部科学省）

子供が豊かな心や感性を育むためには、学校教育の場で優れた文化芸術に触れる機会を確保することが重要である。

文部科学省は、オーケストラなどの実演芸術の鑑賞や文化芸術団体によるワークショップをはじめ実演芸術に身近に触れることができる機会の提供¹⁰や、子供たちが親とともに民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等について、計画的・継続的に体験・修得で

9 「少年法」(昭23法168)第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

10 <http://www.kodomogeijutsu.go.jp/>

きる機会を提供する取組に対する支援¹¹など、子供の文化芸術体験活動を推進している（第4-4図）。

第4-4図 文化芸術体験活動



(出典) 文化庁資料

力 ^{はないく} 花育活動の推進（農林水産省）

農林水産省は、文部科学省や国土交通省と連携して、花壇作りやフラワーアレンジといった花や緑との触れ合いを通じて子供に優しさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。平成29（2017）年度は、小中学校などでの花育活動や花きの市場関係者等の花育実践者に対する花育モデル授業研修の実施に対する支援を行った。

キ 都市と農山漁村の共生・対流の促進（農林水産省、文部科学省、総務省）

農林水産省、文部科学省、総務省は、子供の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識を育み、力強い成長を支える教育活動として、子供の農山漁村での宿泊体験活動に関する取組に支援を行っている。

(4) 体験・交流活動等の場の整備

ア 青少年教育施設（文部科学省）

青少年教育施設は、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、子供や若者が行う自主的な活動の支援により、青少年の健全な育成や青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設である。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、国立青少年教育施設（全国28施設。第4-5図）を通じて、様々な体験活動などの機会を提供しており、平成28（2016）年度は約508万人に利用されている。また、教育的研修支援や青少年教育に関する調査研究を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

11 <http://oyakokoyoshitsu.jp/>